

令和元年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、9月定例議会において、令和元年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を報告しました。本町において、これらの比率は国が示す健全化基準を下回っており、良好です。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率の状況

項目	比率	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	－%	14.57%	実質黒字比率 14.22%
連結実質赤字比率	－%	19.57%	連結実質黒字比率 17.06%
実質公債費比率	△ 2.3%	25.0%	
将来負担比率	－%	350.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「－%」で表示
 ※将来負担比率は将来負担額よりも充当可能財源等が上回ったため「－%」で表示

令和元年度決算に基づく資金不足比率の状況

項目	会計名	比率	経営健全化基準
資金不足比率	簡易水道事業特別会計	－%	20.0%
	農業集落排水事業等特別会計	－%	
	下水道事業特別会計	－%	
	下部奥の湯温泉事業特別会計	－%	

※資金不足比率については、全ての会計において資金不足が生じていないため「－%」で表示